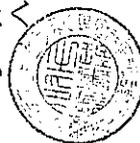


ネットとうほく 2020 (検) 第 8 号-1
2020 年 (令和 2 年) 10 月 1 日

〒980-0813
山形市桜町 2 丁目 8-20
株式会社中央塗装工業 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライトシティ柏木 702 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成 29 年 4 月 25 日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当団体に対して、貴社の訪問販売で使用されている契約書面の記載内容や貴社が定める違約金の基準に関して、消費者契約法、特定商取引法に適合しない運用がなされているのではないかなどの情報提供がありました。

そこで、上記の情報提供をふまえて、下記の事項についてお尋ねしますので、本書面到達後 2 ヶ月以内に、ご回答を書面にて当団体まで送付頂きますようお願いいたします。

なお、本件に関する当団体の活動及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの『申入れ』等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

第 1 照会事項

- 1 貴社の訪問販売の勧誘は、過去に契約等があり顧客名簿に登録されている方を対象に行っているのでしょうか。それとも、過去の取引の有無にかかわらず、新規の勧誘をすることもあるのでしょうか。

- 2 貴社の訪問販売にあたっては、事前に消費者に対して、どのような事項を告知しておりますか。その際、勧誘を継続してよいかの意向を確認しておりますか。
- 3 勧誘員に対して、顧客が勧誘を望まなかったり、契約を拒否した場合には、それ以上の勧誘はしない等の指導等はなされているのでしょうか。
- 4 訪問販売により契約締結に至った方に対しては、特定商取引法第4条、同第5条所定の事項を記載した書面を交付していますか。している場合には、そのひな形(サンプル)をご提供いただきますようお願いいたします。
- 5 貴社が契約の相手方に交付する書面には、契約後の解約の場合には「契約金の30%を違約金として申し受けます」との記載があります。契約後の違約金の割合を契約額の30%という数値にしているのはどのような根拠によるのでしょうか。
- 6 このような契約締結後の経過等に関わらない一律の定めは、消費者契約法第9条第1号の「平均的な損害」を超える場合もあるのではないかと疑問がありますが、同規定との適合性については、どのようにお考えでしょうか。

第2 照会の理由

- 1 特定商取引法においては、消費者の利益を保護するために、訪問販売に関する規制が定められております。この度、当団体に対し、貴社の従業員の訪問販売において、法定書面の交付の規定の遵守等について問題があるのではないかと情報提供が寄せられました。そこで、貴社において同法所定の事項に関してどのような運用がなされているかをうかがいたいと思います。
- 2 また、契約の相手方に交付する書面には、契約後の解約の場合には「契約金の30%を違約金として申し受けます」との記載がありますが、違約金について、消費者契約法において、「解除に伴い当該事業者が生じるべき平均的な損害の額を超える部分」は「無効」となると定められております(同法第9条第1号)。貴社の一律30%の違約金は、特に契約直後の解約の場合などには、貴社に一般的に生じる損害を超える場合もあり、上記規定に照らして無効になる場合もあるように思料いたします。そこで、このような数値の違約金を定めている根拠や同規定との適合性について、どのように考えているかをうかがいたく、本照会に及びました。

以上